

別表第7（第4条関係）

実施内容	実施者
耐震に関する調査設計計画（インスペクションを含む。）を実施する場合	建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3までの規定に基づき当該建築物と同種同党の建築物を設計することができる一級建築士、二級建築士又は木造建築士
	建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関
	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関
	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の建築学を研究する学部、専攻科又は大学院における耐震工学の教授又は准教授の職に在り、又は在った者
	市長が調査設計計画（インスペクションを含む。）を行う知識と技能を有すると認める者
耐震以外の調査設計計画を実施する場合	建築士法第3条から第3条の3までの規定に基づき当該建築物と同種同等の建築物を設計することができる一級建築士、二級建築士又は木造建築士
耐震以外のインスペクションを実施する場合	建築士法第2条第1項に規定する建築士又は建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第5項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の8に規定する建築施工管理技士であつて「既存住宅インスペクション・ガイドライン」（平成25年6月国土交通省）に規定する検査人
	市長がインスペクションを行う知識と技能を有すると認める者